

文教福祉委員会 送付6-30

生活支援課における夏季加算の検討についての陳情

受付年月日 令和6年7月4日

陳情者 提出者 1名

千代田区議会議長様

令和6年7月4日

生活支援課における夏季加算の検討についての陳情

国は8月から再開する電気・ガス料金の負担軽減策を発表しました。この夏の酷暑を乗り切る観点から8月、9月、10月の負担軽減を特に重点化したとしています。

現在、生活保護制度では暖房代等の支出に対して冬季加算はありますが冷房代等の支出は夏季加算が認められていません。この問題に対して、大阪市や堺市等において検討を求める意見書が提出されるなど、全国で問題視されています。これは命に関わる問題であり早急に対処すべきではないかと考えます。

よって猛暑から生活保護利用世帯の生命を守るために、生活保護制度に夏季加算の創設、もしくは千代田区の条例で独自施策をお願いします。

以上



生活支援課における夏季加算の検討について 〈補足資料〉

2013年から生活保護の支給額が最大で10%削減されました。東京地裁による「生活保護支給額引き下げ」の裁判において、墨田区や町田市では、生活保護の減額について、国の判断の違法性を認めました。厚生労働省は「関係省庁や自治体と協議した上で、今後適切に対応したい」とコメントしています。

その一方で、物価は高騰し続けています。

また、2024年6月より、奈良県では、法定受託義務ではなく、全ての生活保護世帯に対するエアコンの設置を進めることになりました。

千代田区においても区独自で施策を講じることができると思います。

最後に、7月2, 3, 4日には、環境省において、千代田区に熱中症警戒アラートを発表しました。